

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しています。

今般、令和2年度第2次補正予算により、すべての施設・事業の貸付限度額を「従来の額」と「月次減収額の12倍のいずれか高い方」まで拡充しています。

さらに、新型コロナウイルス対応を行う医療機関又は都道府県医療計画に基づく政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関については、無担保貸付額・無利子貸付額を拡充しており、重点的な経営支援を行っています。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

		融資条件			
貸付対象		前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。			
償還期間(据置期間)		15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。			
貸付利率	当初5年間の無利子貸付の範囲	①病院、 介護老人保健施設、 介護医療院	②診療所、助産所、 医療従事者養成施設、 指定訪問看護事業	③コロナ対応を行う医療機関※1 (病院・診療所)	④政策医療を担う医療機関※2 (病院・診療所)
	上記以外の部分	1億円	4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額
		0.2% (当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分)			
貸付金の限度額		<u>次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額</u> 病院7.2億円、介護老人保健施設・介護医療院1億円、 診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円			
無担保貸付		病院3億円、介護老人保健施設・介護医療院1億円、 診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円 ① <u>コロナ対応を行う医療機関(病院・診療所)</u> 上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 ② <u>政策医療を担う医療機関(病院・診療所)</u> 上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額			

●ご融資には保証人(保証人不要制度(0.15%の利率を上乗せ)あり)が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

- その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。
- ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

優遇融資の情報(優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等)はこちら

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

お問い合わせフォーム：<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>